

ときの話

# 農業農村を道民共通の財産に

## 都道府県初の農業振興条例

北海道大学農学部

教授 太田原 高昭



▶大田原 高昭  
(おおたはら たかあき) さん

昭和38年 北海道大学農学部(農業経済学科)卒業。

昭和52年 農学博士。

平成2年 北海道大学農学部教授。

(協同組合学講座担当)

### 1、農業振興条例への期待

北海道農業振興条例が早ければこの三月にも施行されることになった。一月三十一日には知事の諮問を受けた北海道農業振興審議会の答申が提出され、現在条文の詰めの作業が続けられている。都道府県ではじめての農業振興条例であり、道内だけでなく全国的にも注目されている。

農業振興条例の制定は知事の選挙公約に沿うものであるが、次のような理由からその必要性は明らかである。  
第一にガット農業合意とWTO体制の発足によって、北海道農業がかつてない危機を迎えているこ

とである。北海道農業はこれまで経営規模の大きさを国内において比較優位を保ってきたが、海外農産物との直接競争にさらされると、農業以外の収入源をもたない専業地帯の弱点が表面化することになり、それに対して行政がどのような支援を行うのかを明確にすることが必要となっている。

第二に、農業が北海道の基幹産業の位置にあることから、農業の盛衰は農業関係者だけでなく、関連産業や地域経済に決定的な影響をもたらすことになり、北海道経済は全体の不振の中で農業振興は広範な道民の関心事となつてきて

いる。道財界を代表する北海道経営者協会もこうした観点から独自に農業振興方策の検討を開始している。

第三に、国の側でも「新しい農業基本法」の検討を開始しており、それがどのような内容になるのかが当面の農政の在り方を左右することになる。北海道農業振興条例は、北海道農業の独自性にあつた独自の支援策を明確にすると共に、日本を代表する農業地帯として新しい基本法が盛り込むべき内容を先取りして提示するという密観的役割をも担っていると云つてよいであろう。

## 2、農業振興条例の内容

道は農業振興条例の制定に当たって、昨年の春から夏にかけて道内各地で意見交換会を開き、また農業団体はじめ、消費者団体や経済団体などから意見聴取しただけでなく、新聞広告を出して一般道民からの意見募集を行うなど、道民参加の条例づくりをこれまでになく意欲をみせた。

すでに公開されている「農業振興条例骨子」をみると、冒頭の「趣旨と理念」の項目は「北海道の農業・農村を道民共通の貴重な財産としてこれを育み、将来の人々に引き継いでいくという強い決意の下、この条例を制定する」という文章で結ばれている。農業・農村を「道民共通の貴重な財産」と規定し、それを子孫に引き継いでいく「強い決意」を表明しているところに、道民参加の成果が現われているといえよう。

「施策の基本方針」として挙げられているのは次の5項目である。

- ①収益性の高い地域農業の確立を図ること
  - ②多様でゆとりある農業経営の促進を図ること
  - ③農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること
  - ④環境と調和した持続的発展が可能な農業の促進を図ること
  - ⑤うるおいや豊かさが感じられる活力ある農村の構築の促進を図ること
- この基本方針に沿って推進される施策としては次の3項目が挙げられている。①農産物の安定的生産及び供給の促進、②生産基盤の整備、③農産物の付加価値の向上等、④試験研究体制の整備等、⑤農業経営の体質強化、⑥農業経営の多様化の促進、⑦農地の利用集積、⑧担い手の育成及び確保、⑨環境と調和した農業の促進、⑩生活環境の整備、⑪活力ある農村の整備、⑫財政上の措置、⑬農業者等の自主的な努力。

## 3、「農業・農村振興条例」への発展

しかしこの骨子だけでは具体的にどのような事業が行われることになるかはよくわからない。条例の真価はそれがどのようにに具体化されているかによって問われるべきであろう。この点では、すでに前述⑩に関連して、後継者を確保した経営には、親の残した負債に對する利子補給を行うという負債軽減のための事業が検討されていることが報道されたが、このような積極的な施策が次々と打ち出されることを期待したい。

農業者の側も「何が出来るか」という受け身の姿勢でなく、抽象的な条文を具体的な要求に手掛かりとして生かしていく能動的な姿勢が求められよう。とくに農業団体や農民組織には組合員や盟友の要求を条例の趣旨に即して政策化していく政策能力が問われていると言つてよい。

農業振興条例はその趣旨と理念からみて、従来の産業政策に止ま

らず、医療、福祉、教育、地域振興などの行政をも視野に収めた総合的な政策展開を必要としているものであり、タテ割り行政の是正という点でも画期的な条例になる可能性をもっている。その点では条例が含む内容をそのまま名称にも反映させて「農業・農村振興条例」としたほうがよいのではないか。

そうすることによって、たとえば国が二の足を踏んでいるテカップリング政策についても大胆に踏み込むなど、いま北海道に期待されている先進性を自治体農政の面でもいかなく発揮すべき時がきていると思われる。

